

ひろげようせまいみち
安全で住みよいまち！



狭あい道路拡幅整備のご案内

(幅員4メートル未満の道路)

八戸市

はじめに

道路は、私たちが安心して快適に生活して行く上で、大切な役割を持っています。道路は、通行、衛生の利用だけでなく、地震や火災等の災害時には、重要な救助、避難経路となります。しかし、狭い道路は、消火活動や救急活動及び住民避難の妨げになるなど、いざという場合に生命の安全や財産の保全に支障をきたすことも予想されます。

建物を建てる時は、建築基準法に基づいて、その敷地は、幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければならないことになっております。従って、幅員4メートル未満の道路に接した土地に建物を新築、増築等するときは、この道路は4メートル以上に拡幅されることになっております。しかしながら、現実には、部分的には拡幅されても、一斉に広がることはなく、すべての部分が4メートル以上に拡幅されるには、長い年月が掛かるのが現状であります。

このことから、市では、市民の理解と協力により、幅員が4メートル未満の市道、農道などの拡幅・改良整備工事を進めております。

本市では、市民と協働で災害に強い、より安全で安心な住みよいまちづくりを目指します。

1 狭あい道路拡幅整備について

□ 対象となる道路(※1)

建築基準法第42条第2項の規定による道路で、市道(都市計画区域内に限る。)及び農道等で幅員4m未満の道

(※1 南郷区内の道路は、都市計画区域外などにより、この要綱の適用外となります。)

□ 用地取得等

市では、拡幅用地を寄附、すみ切り用地及び路肩等用地については買取りによる取得も可能とし、道路の拡幅整備、維持管理を行います。【表1参照】

表1 用地取得

整備用地の種類	拡幅用地	すみ切り用地	路肩等用地
用地確保	寄附	寄附or買取り	寄附or買取り
取得価格		固定資産税評価額(地目が公衆用道路のときは、付近宅地の固定資産税評価額の1/10の額)÷0.7以内	

□ 支障物件の補償及び限度額

市では、狭あい道路の拡幅整備に支障となる塀、門柱、擁壁、樹木及び生け垣並びに水道設備、電気設備、通信設備等の移転、除却について補償する必要があると認めるときは、別に定める基準により算定された額の補償を行います。【表2参照】

表2 支障物件の補償及び限度額

支障物件の種類		塀・門柱・擁壁	電気・通信 水道設備	樹木 生け垣	その他建築物 工作物
支障物件の位置	後退用地内	補償あり (基準算定額×0.75)	補償あり	補償あり	補償あり (基準算定額×0.75)
	道路後退線と拡幅後退線に挟まれた用地内	補償あり			補償あり
	道路内	補償なし		補償なし	補償なし
	すみ切り用地と路肩等用地内	補償あり		補償あり	補償あり
限度額	後退用地内	1,000,000円	なし	500,000円	1,000,000円
	道路後退線と拡幅後退線に挟まれた用地内	3,000,000円			3,000,000円
	道路内	—		—	—
	すみ切り用地と路肩等用地内	なし		なし	なし

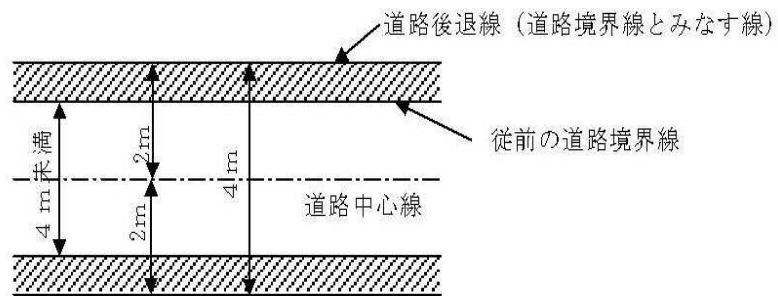


用語の意味

道路後退線とは？

建築基準法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。2項道路の場合には、道路の中心線から両側に水平距離2mずつ振り分けた線(片側が河川や高いがけなどの場合には、それらの境界線から敷地側に一方的に4m後退した線)をその道路の境界線とみなすものである。【図1参照】

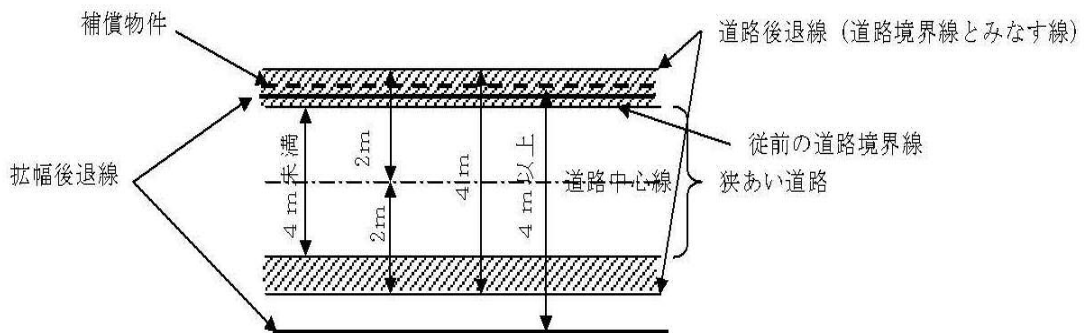
図1



拡幅後退線とは？

狭あい道路の幅員を4メートル(当該土地の状況により市長がやむを得ないと認める土地にあっては、市長が認める幅員)以上に拡幅した後の当該道路の境界線をいい、拡幅整備を進めるにあたり、補償物件、道路構造等の諸要因により、必ずしも道路後退線とは合致しない場合がある。【図2参照】

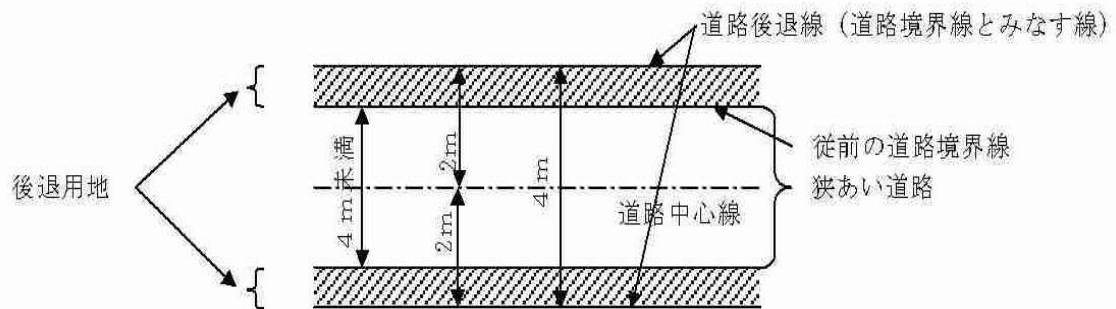
図2



後退用地とは？

狭あい道路と道路後退線に挟まれた土地とする。【図3参照】

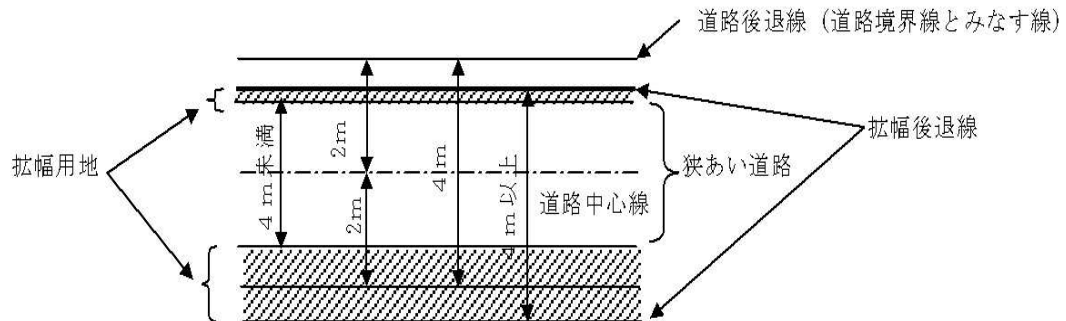
図3



拡幅用地とは？

狭あい道路と拡幅後退線に挟まれた土地とする。【図4参照】

図4



すみ切り用地とは？

すみ切り用地とは、狭あい道路と拡幅用地とを一体の道路とみなした場合の当該道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)に設ける角地の三角形の部分の土地で、斜辺の長さが3メートル(当該土地の状況により市長がやむを得ないと認める土地にあつては、市長が認める長さ)以上となるものをいい、見通しの確保と交通安全のため、道路交差部には必要なものである。

【図5-1, 2参照】

図 5-1

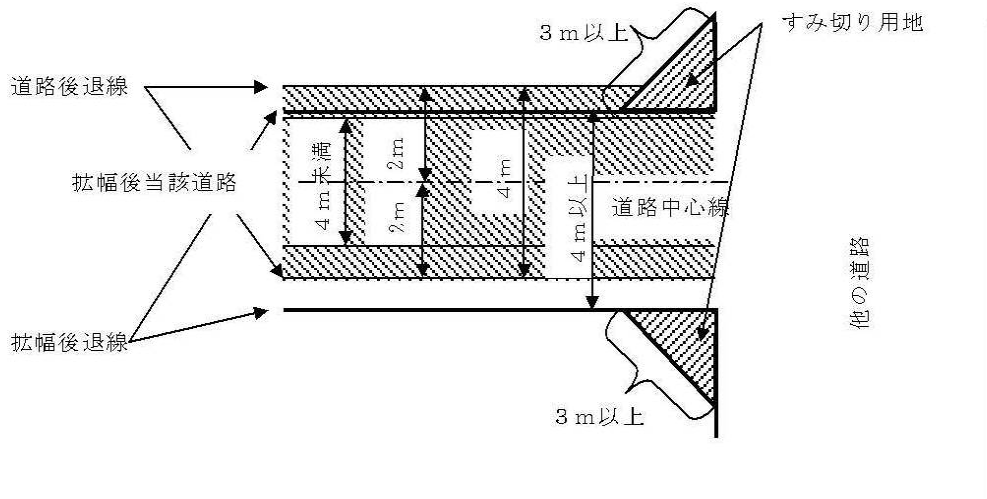
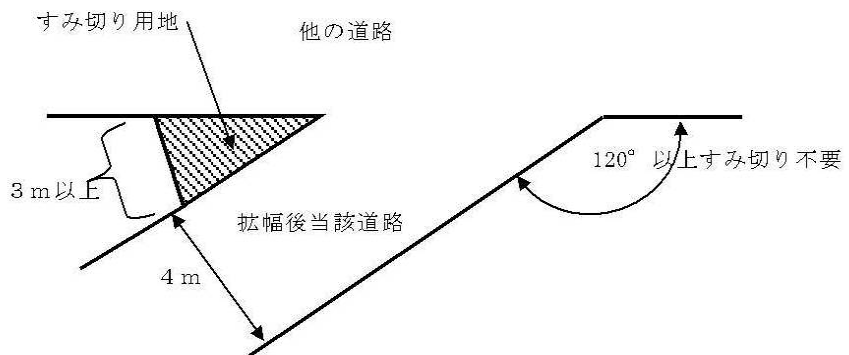
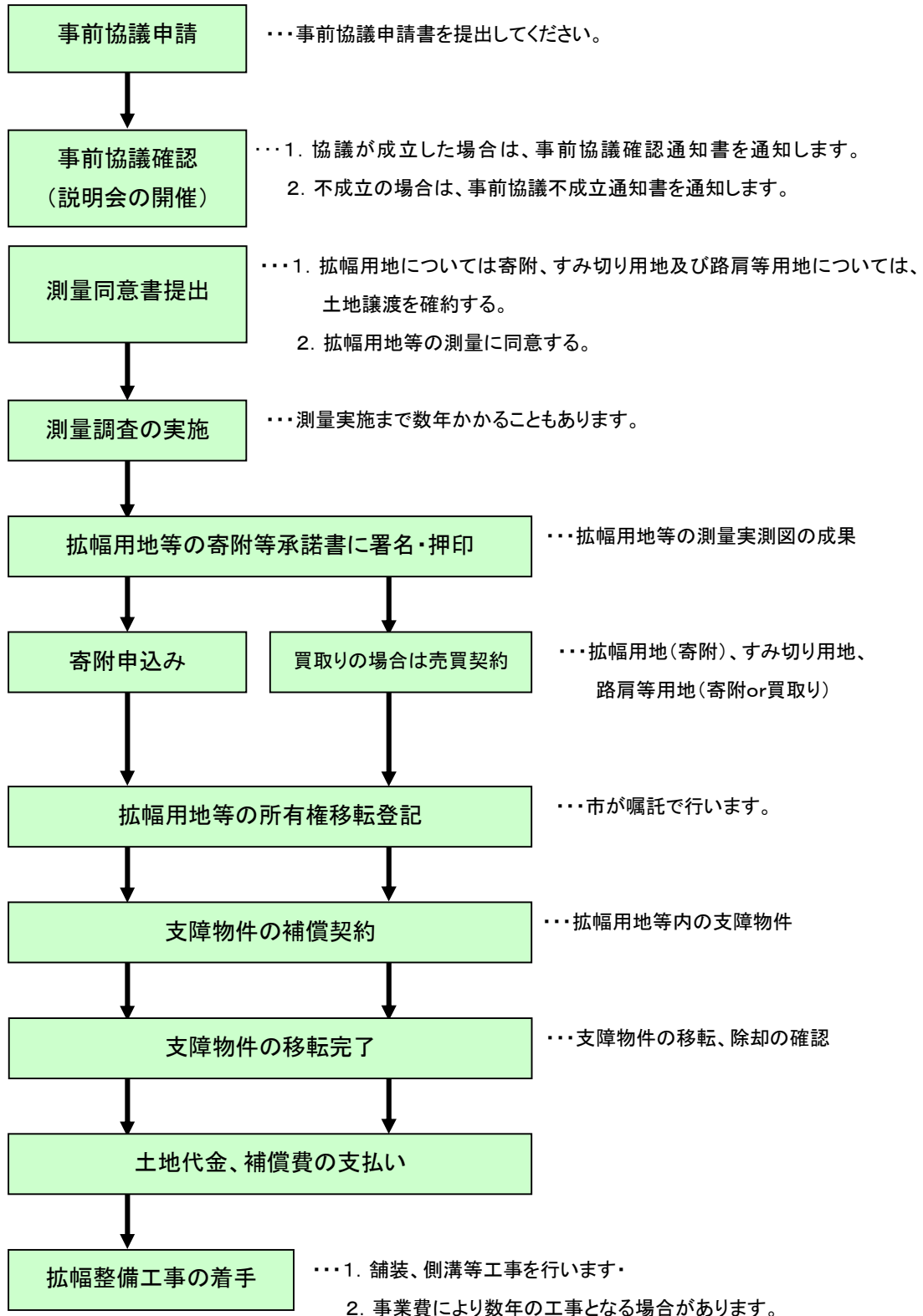


図 5-2



2 狭あい道路拡幅整備の事務の流れについて

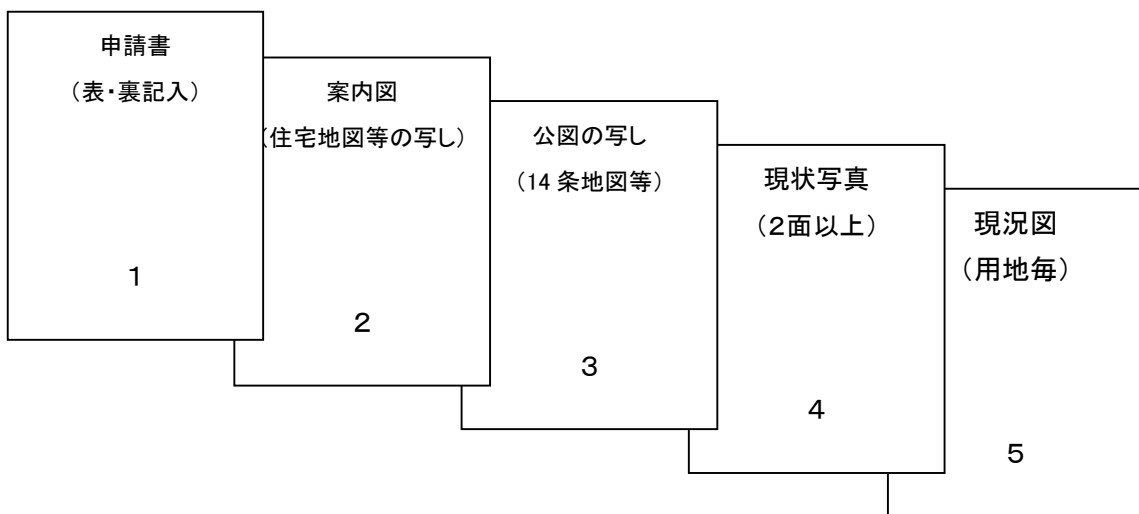


3 事前協議について

□ 事前協議書の提出

狭あい道路の拡幅整備を要望する場合は、「狭あい道路拡幅整備事前協議申請書」を作成し、道路建設課に2部(正・副)提出しなければなりません。協議を円滑に進めるため、できれば申請は、町内会又は地域住民若しくは地権者の代表者名で申請してください。

□ 申請書の綴り方(用紙サイズ A4)



□ 協議の調整と事前協議確認説明会の開催

市の事前調査で判明した問題点については、代表者と協議します。代表者は、申請した地権者等に協議内容を報告し、同意を得てください。

「狭あい道路拡幅整備事前協議確認通知書」が通知される前に、代表者は、確認書の確認内容についての説明会を主催してください。

□ 事前協議の結果

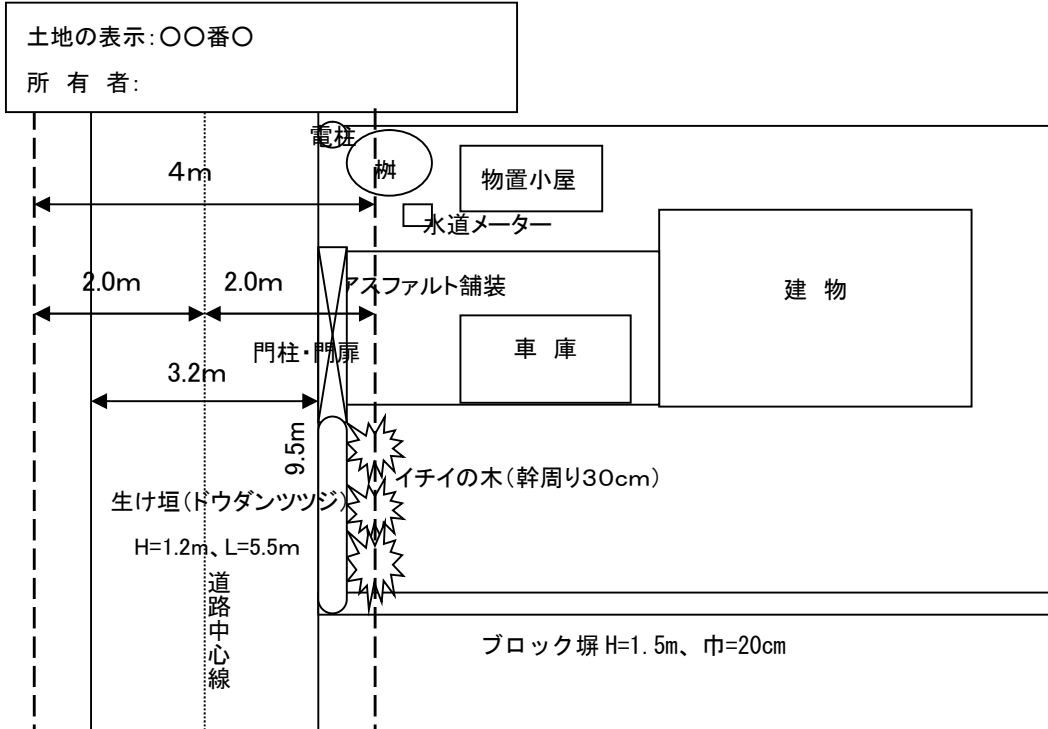
◎ 事前協議が成立したとき

「狭あい道路拡幅整備事前協議確認通知書」を代表者に通知します。拡幅用地に接する土地所有者は、拡幅用地等の寄附又は土地譲渡を確約した旨及び拡幅用地等の測量についての同意した旨を記載した「測量同意書」を提出することになります。

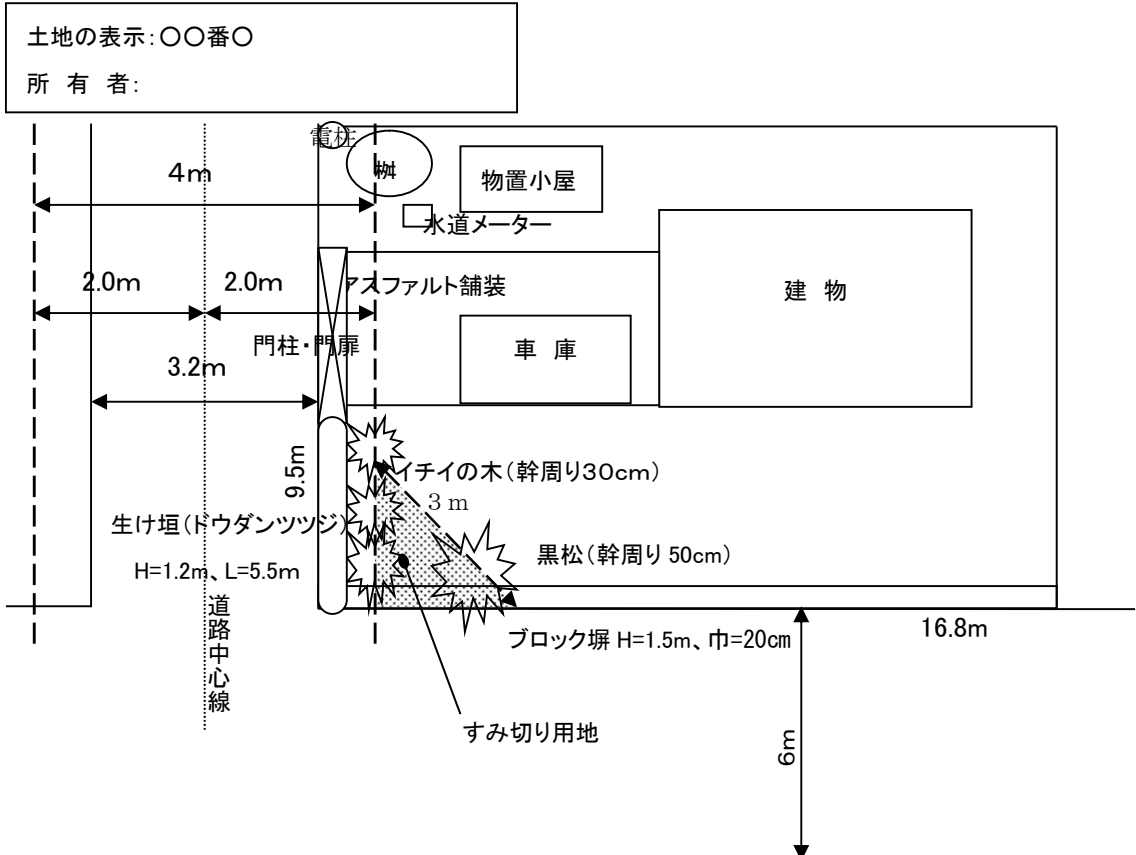
◎ 事前協議が不成立したとき

「狭あい道路拡幅整備事前協議不成立通知書」を通知します。

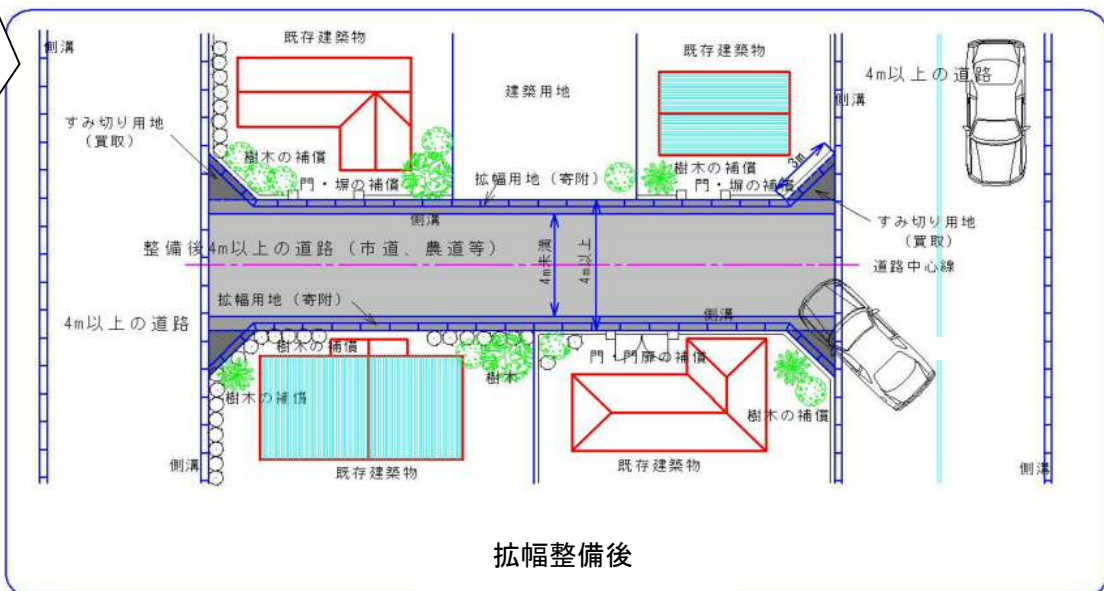
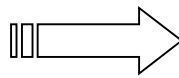
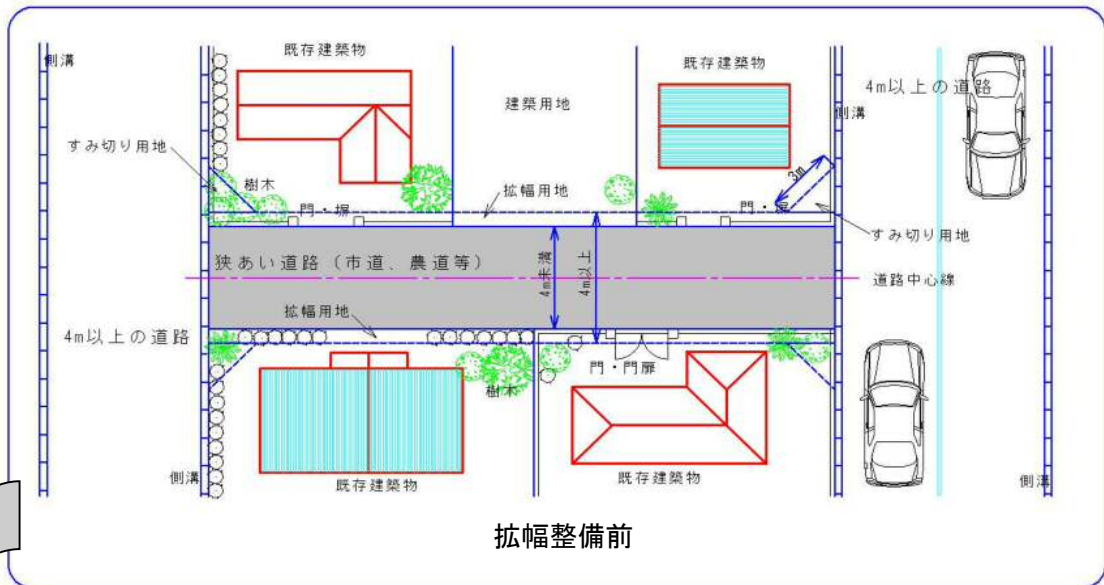
【現況図の作成例(1)】



【現況図の作成例(2)】



4 狭あい道路拡幅整備のイメージ



ひろげようせまいみち
安全で住みよいまち！

狭あい道路拡幅整備のご案内

(幅員4メートル未満の道路)

八戸市 建設部 道路建設課

電話番号◇0178-43-2111 用地対策グループ(内線 4458・4459)

整備グループ(内線 4461・4462)

FAX 番号◇0178-43-8630